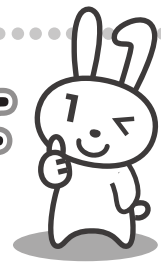


マイナンバーカード

休日・時間外受け取り窓口の開設について



平日の時間内に受け取りが困難である人を対象にして、次の日程で交付窓口を開設しますので、受け取りを希望する窓口（総務部市民課または白鳥振興事務所振興課）へ事前にご予約のうえ、お越しください。

開設日

	休日受け取り 午前9時～午後3時		平日時間外受け取り 午後5時15分～午後7時	
	開設日	予約受付期限	開設日	予約受付期限
令和2年	12月5日（土）	12月1日（火）	12月23日（水）	12月18日（金）
令和3年	1月10日（日）	1月6日（水）	1月20日（水）	1月15日（金）
	2月6日（土）	2月2日（火）	2月24日（水）	2月19日（金）
	3月7日（日）	3月3日（水）	3月24日（水）	3月19日（金）

開設場所

郡上市役所 総務部市民課（☎67-1816） 白鳥振興事務所 振興課（☎82-3111）
※他の地域にお住まいの人でも、受け取りは可能です。

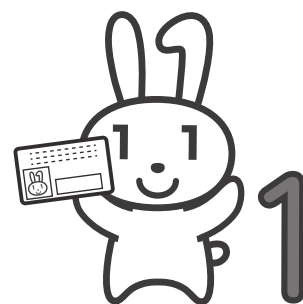
マイナンバーカードをつくってみよう！

申請方法は4種類あります

- ① スマートフォンで申請
- ② パソコンで申請
- ③ 証明用写真機で申請（できる写真機とできない写真機があります。）
- ④ 郵便で申請

※申請書を紛失した人は、総務部市民課または各振興事務所振興課で再交付ができます。

※申請してから受け取りまで1ヵ月以上かかります。ご自宅へ「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」が届きましたら、受け取りを希望する事務所へ事前にご予約のうえ、お越しください。



電子証明書の更新について

「電子証明書 有効期限通知書」がマイナンバーカードを作成して5回目の誕生日を迎える人に対して通知されます。更新を希望される人は、事前に手続きを希望する事務所へご予約のうえお越しください。

※「電子証明書の更新」については、平日の時間内にお越しください。

代理の受け取りについて

入院中などで、本人受け取りが困難で代理の受け取りを希望される人は、また、改めてご案内を送付しますので事前に市民課へ相談ください。マイナンバーカードとの写真照合のために本人の運転免許証・身体障害者手帳などの写真付き証明書に加え、入院している証明が必要となります。

☎ 総務部市民課 ☎ 67-1816

令和3年3月(予定)から

マイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになります！



利用申込はカンタン！



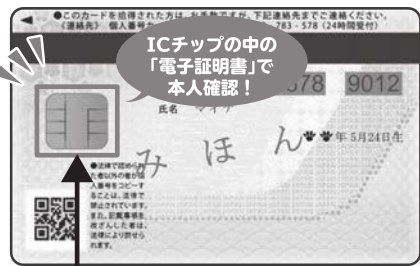
マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

ここをクリック！



マイナンバー(12桁の数字)は使いません！



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



どんないいことが？ 6つのメリット

POINT1 健康保険証としてずっと使える！

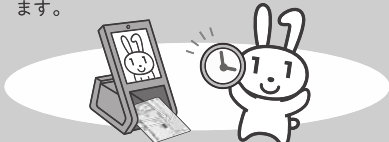
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2 医療保険の資格確認がスピーディに！

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。



POINT5 医療保険の事務コストの削減！

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に！

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

